



## 5月のお知らせ



### ☆ 生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

消費者庁では毎年5月を「消費者月間」として、消費者問題に関する啓発活動等を行っており、警察でも、生活経済事犯の態様、犯行の手口、被害防止のための措置等について広報し、被害拡大の防止を図っています。

#### <悪質商法について>

一般消費者を対象に組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものいいます。

住宅の無料点検を装って訪問し、全く必要のない工事をしたり、浄水器等売りつけたりする点検商法や、注文していない商品を勝手に送りつけて代金を一方的に請求する送りつけ商法など、さまざまな手口があります。その他の手口については、県警HPをご覧ください。

#### <被害にあわないためのポイント>

『悪質業者は、う・そ・つ・き!』

う…うまい話を信用しない!

そ…相談する!

つ…つられて返事をしない!すぐに契約しない!

き…きっぱり!はっきり!断る!



#### <悪質商法110番について>

困ったときはまず相談してください。

相談窓口として、県警では「悪質商法110番」を設置しています。

☆悪質商法110番 つうほうすればくらしよい  
0742-24-9441

(午前8時30分から午後5時15分まで)

# ☆ 自転車の安全利用の促進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上を促進するため、「自転車月間」（自転車活用推進法に規定）である5月に、全国一斉の広報キャンペーン等を展開しています。

## <自転車安全利用五則>

- (1) 自転車は車道が原則、歩道は例外
- (2) 車道は左側を通行
- (3) 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- (4) 安全ルールを守る
  - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- (5) 子供はヘルメットを着用

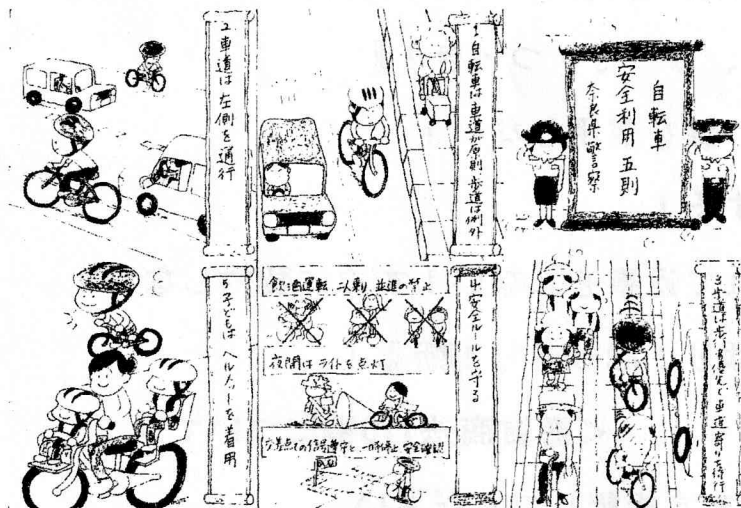
## <自転車運転時の危険行為>

自転車を運転中に「危険行為」を繰り返した場合、「自転車運転者講習」（講習時間：3時間、講習手数料：6,000円）を受ける必要があります。

交通ルールを守って、安全な運転をお願いします。

○危険行為15類型とは

「信号無視」「通行禁止違反」「歩行者用道路における車両の義務違反」などの15の危険行為のこと。詳しくは、県警HPをご覧ください。



詐欺にあわないための合い言葉  
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！